

環境影響評価書案審査意見書

「浜松町駅西口周辺開発計画」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
猪瀬直樹

記

第1 対象事業

- 1 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：株式会社世界貿易センタービルディング
代表者：代表取締役社長 宮崎 親男
所在地：東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：浜松町駅西口周辺開発計画
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都港区浜松町二丁目

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

- 1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、寄与率が最大 63.3%である上に環境基準も超えている。よって、予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。
- 2 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測において、「道路環境影響評価の技術手法」による予測手法を用いているが、これを選定した理由について、特徴を示すなどして明らかにすること。

【騒音・振動】

- 1 事業区域の至近に仮移転中の保育園が存在し、工事工程によれば近接する工区の工事期間と仮移転期間が重なることから、解体工事等における環境保全措置の徹底を図り、騒音・振動の低減に努めること。
- 2 本事業は鉄道や地下鉄、モノレール、バスターミナル等交通結節点の機能を生かしながら、12年間の長期にわたって工事が継続する予定であり、工区割りも複雑である。
新旧建物や構造物間の反射、歩行者動線の付け替え等により利用者等への影響も考えられることから、騒音の状況に応じたきめ細かな環境保全措置の実施に努めること。

【風環境】

風洞実験の予測結果では、防風植栽等により風環境が対策前より改善されるとしているが、計画地内外に歩行者動線が整備されること等から、より一層の防風対策を実施すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景 観】

旧芝離宮恩賜庭園のみならず、浜離宮恩賜庭園や計画地周辺からの眺望にも配慮し、圧迫感や威圧感を極力低減させることが重要である。

このため、高層棟の南北分離や壁面の後退に加えて、周辺の街並みや歴史的な庭園と共存するための地域景観への配慮についても、分かりやすく具体的に記述すること。